

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先							
都市戦略局都市交通政策課			093-582-2518				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
市営駐車場料金精算機更新作業委託	アマノ株式会社北九州支店	1,997,600	令和6年11月25日	市営駐車場（勝山公園地下駐車場、黒崎駅西駐車場）の料金精算機はアマノ株式会社製を使用し、管理運営を行っている。 今回、新紙幣に対応した紙幣リーダー等への取替を行うものであり、既設料金精算機と密接不可分な関係にあることから、同社以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、本業務を遂行できるのは同社以外ない。	自治法 施行令 第6号	1,997,600	
令和7年度 北九州都市モノレール小倉線軌道敷等維持修繕業務委託	北九州高速鉄道株式会社	283,998,000	令和7年3月28日	本業務は、北九州モノレールのインフラ施設である軌道敷等の維持修繕を行うものである。下記の理由により、北九州高速鉄道株式会社の特命とする。 ①軌道法及び軌道法に係る国の指導 軌道法及び軌道法に係る国の指導（「道路と軌道・鉄道に関する事務要覧」）に「都市モノレール等のインフラ部分は原則的に軌道経営者が維持、修繕を行うもの」と記されている。 ②インフラ施設の維持管理に関する協定 ①に基づき、昭和60年1月8日に「道路管理者 北九州市（甲）」と「北九州高速鉄道株式会社（乙）」において、「北九州モノレール小倉線軌道敷の維持修繕に関する協定」を締結。この中でインフラ施設の維持管理は乙が行うものとされている。	自治法 施行令 第2号	283,998,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局 建築審査課	093-582-2535				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度建築証明交付システムデータベース更新等業務委託	株式会社パスコ福岡支店	990,000	令和7年3月3日	建築証明交付システムは、株式会社パスコが本市から委託を受け平成21年度に開発したシステムである。 本委託は、当該システムに蓄積されている証明用データベースの更新を行うものであり、本業務の遂行は当該システムと密接不可分な関係にあるため、システム開発者である株式会社パスコ以外では、責任区分が不明確になるうえ、故障発生時の原因究明等、迅速かつ適切な復旧対応が困難となり、当該システムを安定的に稼働させることができない。 よって、株式会社パスコに特命するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性があるため。)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局都市再生企画課		093-582-2502			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
(仮称)〃都市デザイン(小倉・黒崎)〃検討業務委託	パシフィックコンサルタンツ株式会社	19,954,000	令和6年10月15日	本業務は、まちづくりのコンセプト・戦略立案に有用な調査・分析や、民間企業の開発意欲が高まり、市内外に対して魅力的かつ効果的に発信するための方法の提案等、高度な知見のある者に業務を委託する必要がある。 上記の理由により、当該業務の委託先の選定にあたっては、本市が仕様を決定するよりも、優れた成果が期待できるプロポーザル方式を採用した。その結果、最も優れていたパシフィックコンサルタンツ株式会社と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	20,000,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局事業推進課		093－582－2469			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
門司港地域複合公共施設整備事業に伴う遺構取出し等業務委託	株式会社スタジオ三十三	6,787,000	令和6年12月26日	本件は、門司港地域複合公共施設整備事業に伴い出土した旧門司駅舎関連遺構（以下、本件遺構という）の一部を取出し、保管するにあたり、その作業を委託するものである。 本件遺構の将来的な展示、活用を目的とした地面との縁切りやその後の修復作業においては、丁寧な持ち出し保管作業を要するが、本件遺構の保存状態を把握したうえで工法を決定し、一連の作業における破損防止に細心の注意を払う必要がある。 わが国においては遺構の切り出しに関する業務はほとんど実施されていないが、（株）スタジオ三十三は、遺構の切り出し業務等をおこなってきた唯一の業者であり、レンガや木材等の重量物が多分に堆積し、技術的な困難が予想される本件遺構での上記業務が履行可能な唯一の業者である。 また、（株）スタジオ三十三は、国内の展示施設における様々な展示手法についての実績があり、きめ細やかな提案を行うことができる業者として遺構の切り出しその後の展示までを一連の工程として見据えた業務を委託することができる唯一の業者と評価できる。 以上のように、本件はその性質又は目的が競争入札に適しないものの契約（地方自治法施行令第167条第1項第2号）を締結しようとするものであり、特殊な技術等を有するものの中で履行可能なものが1社に特定されるものである	自治法 施行令 第2号	6,787,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局空き家活用推進課		093－582－2777			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度空き家等面的対策推進事業 地元（自治会）提供空き家の現地調査等業務委託	株式会社ゼンリン	4,323,000	令和6年10月22日	当該業務は、既に地元（自治会）から収集した空き家の位置情報に基づいて、現地調査を行うものである。 地元（自治会）から収集した空き家は、正確な位置情報が必要なため、居住者名や住居表示が明記されているゼンリン住宅地図（以下「地図」という）を使用している。 この地図には、著作権登録が行われており、（株）ゼンリンの許諾なしにデータの複製や転用は禁止されている。 また、（株）ゼンリン以外の他企業が地図を使用した場合、利用許諾料が必要となる。 このため、（株）ゼンリンと他企業の間で競争性が確保できず、経済的、合理的観点から、（株）ゼンリンと特命随意契約とした。	自治法 施行令 第2号	4,323,000	
令和6年度北九州市空き家情報更新業務委託	株式会社ゼンリン	7,865,000	令和6年10月22日	「北九州市業務委託契約における参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」に基づき、令和6年8月8日より「令和6年度北九州市空き家情報更新業務委託」への参加者の有無を確認する公募を実施した。 その結果、参加者がいなかったため、同要綱第10条（2）に基づき、（株）ゼンリンと特命随意契約とした。	自治法 施行令 第2号	7,920,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号